

○厚生労働省告示第二百四十四号

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）及び生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第七十二号）の施行に伴い、並びに生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十八条の十の規定に基づき、生活保護法施行規則第十八条の十の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成三十年一月一日から適用する。

平成三十年六月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

生活保護法施行規則第十八条の十の規定に基づき厚生労働大臣が定める額

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十八条の十の規定に基づき厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一 特定教育訓練施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の五第一項に規定する特定教育訓練施設をいう。）への入学に伴い、転居する者 三十万円

二 前号以外の者 十万円